

# いわての市町村の第三セクターの状況(平成22年3月31日現在)

## (第三セクター等の状況に関する調査(22年度調査)の概要)

### I. はじめに(P1)

### II. 第三セクターの状況のポイント(P2~3)

### III. 設立状況

第三セクターの数(P4)

第三セクターの業務分類 (P5)

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況(P6)

### IV. 経営状況

経常収支の状況(P7~8)

債務超過の状況(P9)

市町村等の財政支援の状況 補助金交付額(P10)

市町村の財政支援の状況 貸付金残高(P11)

//

損失補償契約に係る債務残高(P12)

### V. 情報公開・経営の点検評価の取組(P13)

政策地域部市町村課

## 調査の目的

この調査は、市町村及び市町村が過半を出資する団体(以下「市町村等」という。)が出資(「出えん」を含む。以下同じ。)している下記の調査対象法人について、その出資、経営等の状況を把握することを目的としています。

## 調査対象法人

(1) 本調査においては、「第三セクター」として、次の法人を調査対象としています。

- ① 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、市町村等が出資を行っている法人
- ② 調査時点において民法第34条(新公益法人制度において廃止)の規定に基づいて設立されていた社団法人又は財団法人(以下「民法法人」という。)のうち市町村等が出資を行っている法人

(2) (1)に該当する場合であっても、以下の法人は対象としていません。

- ① 県の出資額が最も多い法人
- ② 事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ③ 銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社もしくはガス会社

(3) 「IV. 経営状況」及び「V. 情報公開・経営の点検評価の取組み」については、(1)のうち次の法人を調査対象としています。

- ① 市町村等の出資割合が25%以上の会社法法人及び民法法人(複数の市町村等の出資割合の合計が25%以上の法人も含む。)
- ② 出資割合が25%未満であるものの財政的援助(補助金、貸付金、損失補償)を受けている会社法法人及び民法法人

※ 第三セクター等の状況に関する調査は、総務省の照会に基づき実施しており、第三セクターの他、土地開発公社等が調査対象となっておりますが、本状況については、上記の「調査対象法人」について集計しています。

※ 土地開発公社につきましては、別途「いわての市町村土地開発公社の状況」として取りまとめています。(岩手県HP⇒組織から探す⇒県庁各部署⇒政策地域部⇒市町村課⇒お知らせ)

## 調査時点

平成22年3月31日現在

### 【参考】 出資法人に対するチェック制度

#### 1 地方公共団体の首長によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第221条第3項(同法施行令第152条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるように求めることができます。

#### 2 議会によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第243条の3第2項(同法施行令第173条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないとされています。

#### 3 地方公共団体の監査委員によるチェック(対象:出資割合25%以上の法人、および出資割合が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人)

地方自治法第199条第7項(同法施行令第140条の7)により、監査委員は、出資割合が25%以上の法人、および出資割合が25%未満であるものの市町村からの財政的援助を受けている法人に対して、補助金等の財政的援助に係るものの監査を行うことができます。

## Ⅱ. 第三セクターの状況のポイント

県内市町村の第三セクター(平成22年3月31日現在)の経営状況をみると、全体の経常損益は3年連続で黒字を確保(増益)し、経常損益が改善した法人数が昨年度を上回り、市町村の貸付金残高、損失補償契約に係る債務残高が減少する等、全体としては改善の傾向を示す結果となりました。

しかしながら、個別の損益動向では、引き続き多額の経常赤字を計上したり、市町村から多額の補助を受けるなど、依然として厳しい状況が続いている法人も見られます。

このため、各市町村においては、第三セクターの財務諸表などの情報開示の徹底を図るとともに、その経営状況の評価と経営改善・改革の検討を行う「経営検討委員会」の設置、「改革プラン」の策定やその実施状況の点検評価、さらには法人の設立趣旨を踏まえ完全民営化や廃止を含めた抜本的な改革を引き続き積極的に進める必要があります。

### 1 第三セクターの数 → P4~5

市町村等が出資している第三セクターの総数は159法人で、解散等により前年度に比べて1法人減(2増3減)となりました。うち監査委員による監査対象となる法人(※)は123法人で全体の77.4%を占め、前年度に比べて1法人減となりました。

※「監査委員による監査対象となる法人」:市町村が25%以上出資している法人、および出資金額が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人。

### 2 出資額及び役職員数の状況(全法人) → P6

第三セクターに対する市町村等の出資額は89億8,900万円で、解散等により前年度に比べて4,300万円減少しました。また、出資割合の平均は43.1%と前年度に比べて1.2%の増となりました。

第三セクターの役職員総数3,144人のうち、市町村等の退職者や出向者による役職員数は318人(全体の10.1%)で、前年度に比べて25人の減となっています。

※平成20年度調査までは「25%以上出資等法人」のみを対象としていましたが、平成21年度調査から全法人を対象として作成しております。

### 3 経常損益の状況(25%以上出資法人等(以下同様)) → P7~8

黒字は100法人(全体の81.3%)、赤字は23法人(全体の18.7%)で、前年度に比べて黒字が17法人増加し、赤字が18法人減少しました。また、全体の経常損益額は黒字であり、前年度の3億6,300万円から6億8,900万円へと一層改善されました。

しかしながら、個別の損益動向をみると、損益が改善した法人が72に対し、悪化した法人が51となったほか、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上するなど、依然として厳しい状況が続いています。

### 4 債務超過の状況 → P9

負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態にあるのは8法人(全体の6.5%)で、前年度に比べて4法人減少(1増5減)しました。また、債務超過額は11億2,000万円と前年度に比べて1億9,500万円減少しました。

### 5 市町村等の財政支援の状況 → P10~12

市町村等から補助金を交付されている第三セクターは50法人(全体の40.7%)で、交付額は11億5,900万円と前年度に比べて2億2,100万円増加し、市町村からの借入金残高を有する第三セクターは4法人(全体の3.3%)で、その額は3億4,900万円と前年度に比べて1億9,700万円減少しました。また、市町村の損失補償契約に係る債務残高を有する法人は11法人(全体の8.9%)で、債務残高は44億500万円と前年度に比べて3億9,400万円減少しました。

### 6 情報公開・経営の点検評価の取組 → P13

財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは104法人(全体の84.6%)となっています。また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは39法人で、依然として全体の31.7%にとどまっています。

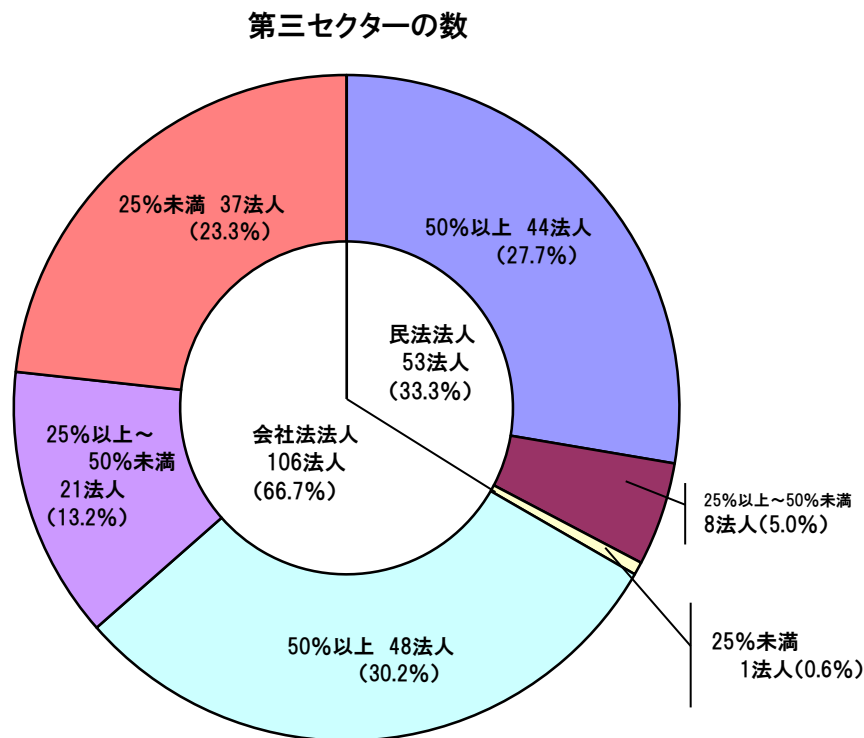
### Ⅲ. 設立状況

## 第三セクターの数

市町村等が出資している第三セクターは、平成22年3月31日時点で159法人(30市町村)で、前年度に比べて1法人減(2増3減)となりました。

また、159法人のうち、監査委員による監査対象となる法人(※)は123法人(全体の77.4%)で、前年度に比べて1法人減となりました。

※【監査対象となる法人の内訳】 25%以上出資法人:121法人(前年度同) 財政的援助を受けている法人:2法人(前年度比△1法人)



#### 出資割合別法人数

法人区分	出資割合	H21	H20	増減
民法法人	50%以上	44	43	1
	25%以上~50%未満	8	10	△ 2
	25%未満	1	2	△ 1
	計	53	55	△ 2
会社法人	50%以上	48	46	2
	25%以上~50%未満	21	22	△ 1
	25%未満	37	37	0
	計	106	105	1
合計	50%以上	92	89	3
	25%以上~50%未満	29	32	△ 3
	25%未満	38	39	△ 1
	計	159	160	△ 1

#### 平成21年度中の設立法人、解散法人等の状況

	設立・新規報告	解散・統合	出資引揚	合計
民法法人		普代村自然休養村公社 (普代村) 岩手県農林漁業 団体温泉保養所 (洋野町)		
計	0	△ 2	0	△ 2
会社法人	オガール紫波(紫波町) サンマッシュ田野畑(田野畑村)	サンロック(釜石市)		
計	2	△ 1	0	1
合計	2	△ 3	0	△ 1

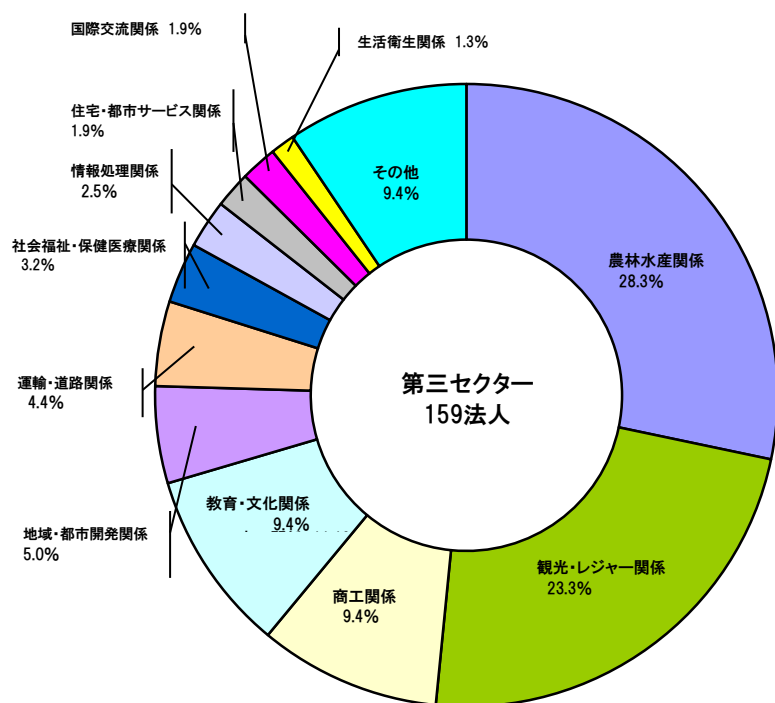
### Ⅲ. 設立状況

#### 第三セクターの業務分類

第三セクターを業務分野で見ると、「農林水産関係」が最も多く、次いで「観光・レジャー関係」、「商工関係」、「教育・文化関係」の順になっています。

「観光・レジャー関係」分野では会社法法人が、「教育・文化関係」分野は民法法人が多くなっています。

第三セクターの業務分類



業務分類別法人数

業務分類	民法法人		会社法法人		合計		H20	増減	
	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満			
農林水産関係	17	0	21	7	38	7	45	47	△ 2
観光・レジャー関係	2	0	27	8	29	8	37	37	0
商工関係	6	0	5	4	11	4	15	15	0
教育・文化関係	14	0	0	1	14	1	15	15	0
地域・都市開発関係	1	0	3	4	4	4	8	7	1
運輸・道路関係	1	0	3	3	4	3	7	7	0
社会福祉・保健医療関係	3	0	1	1	4	1	5	5	0
情報処理関係	2	0	1	1	3	1	4	4	0
住宅・都市サービス関係	0	0	0	3	0	3	3	3	0
国際交流関係	3	0	0	0	3	0	3	3	0
生活衛生関係	1	0	1	0	2	0	2	2	0
その他	2	1	7	5	9	6	15	15	0
計	52	1	69	37	121	38	159	160	△ 1

【業務分類中「その他」について】

「その他」には他に含まれない法人が分類されています。以下はその一例です。

- ・公共施設等の管理を行う法人
- ・テレビ放送会社(ケーブルテレビ会社を含む)

### Ⅲ. 設立状況

#### 第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況

第三セクターに対する出資総額は208億4,300万円と前年度に比べて6億9,700万円減少し、このうち市町村等の出資額は89億8,900万円と前年度に比べて4,300万円減少しました。出資割合では43.1%と前年度に比べて1.2%増加しました。

また、第三セクターの役職員総数は3,144人と前年度に比べて90人減少し、このうち市町村等関係者による役職員数は318人(役職員総数に占める割合10.1%)で、前年度に比べて25人減少しました。

第三セクターに対する出資額の状況 単位:百万円

区分	出資総額 A	うち市町村等 出資額 B	うちその他 (民間等)	市町村等出資割合 B/A	法人数 C (単位:法人)
民法法人	4,977	2,841	2,136	57.1 %	53
会社法人	15,866	6,148	9,718	38.7 %	106
計	20,843	8,989	11,854	43.1 %	159
H20	21,540	9,032	12,509	41.9 %	160
増減	△ 697	△ 43	△ 655	1.2 %	△ 1

【市町村の出資割合について】

一般的に、市町村の出資割合が高いほど、その法人に対する市町村の関与の度合いが強くなると考えられます。

【役職員に占める市町村等関係者の割合について】

本項でいう「市町村等関係者」とは、その法人に出資している市町村等の退職者及び市町村等からの出向者を指します。

一般的に、その法人の役職員に占める市町村等関係者の割合が高いほど、市町村との結びつきが強くなると考えられます。

第三セクターの役職員数の状況

単位:人

区分	役員総数 A			職員総数 B			区分	役員総数 A+B		
	役員総数 A	うち市町村等 関係者	割合	職員総数 B	うち市町村等 関係者	割合		役員総数 A+B	うち市町村等 関係者	割合
民法法人	667	142	21.3 %	444	39	8.8 %	民法法人	1,111	181	16.3 %
会社法人	866	130	15.0 %	1,167	7	0.6 %	会社法人	2,033	137	6.7 %
計	1,533	272	17.7 %	1,611	46	2.9 %	計	3,144	318	10.1 %
H20	1,589	275	17.3 %	1,645	68	4.1 %	H20	3,234	343	10.6 %
増減	△ 56	△ 3	0.4 %	△ 34	△ 22	△ 1.2 %	増減	△ 90	△ 25	△ 0.5 %

※ 役員総数は、常勤役員及び非常勤役員の合計

【御注意ください】

本項「第三セクターに対する市町村等の出資額および役職員数の状況」は、全法人(159法人)を対象として作成しています。前々年度までは「25%以上出資等法人(監査委員による監査対象となる法人)」のみを対象として作成していましたが、全体像の把握のために昨年度から改訂しました。



## IV. 経営状況

### 経常損益の状況(25%以上出資等法人)

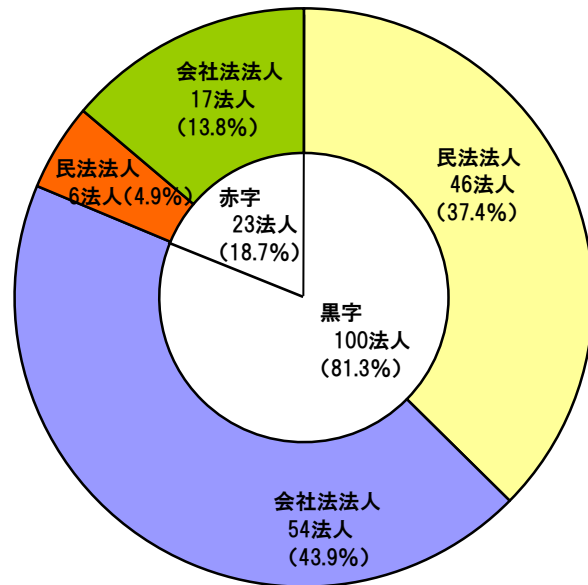
市町村等が出資する第三セクターのうち、黒字は100法人(81.3%)、赤字は23法人(18.7%)で、前年度に比べて黒字が17法人増加し、赤字が18法人減少しました。

黒字額の総額は9億5,200万円、赤字額の総額は2億6,300万円で、差引6億8,900万円の黒字となり、前年度の差引3億6,300万円の黒字に比べて全体としての損益額は改善されました。

しかしながら、個別の損益動向をみると、「損益が改善した法人数:72法人」に対して「悪化した法人数:51法人」と悪化法人数は減少していますが、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上しており、依然として厳しい状況が続いています。

※ オガール紫波株式会社(紫波町)については、設立後決算期未到来であることから、便宜上、黒字(黒字転換)として集計しています。

#### 経営の状況



#### 経常損益の状況

単位:百万円

法人区分	H21			H20			
	法人数	割合	経常損益	法人数	割合	経常損益	
黒字	民法法人	46	37.4%	38	30.6%	290	
	会社法人	54	43.9%	45	36.3%	447	
	小計	100	81.3%	952	66.9%	737	
赤字	民法法人	6	4.9%	△ 30	15	12.1%	△ 108
	会社法人	17	13.8%	△ 233	26	21.0%	△ 266
	小計	23	18.7%	△ 263	41	33.1%	△ 374
合計	123	100.0%	689	124	100.0%	363	

#### 経常損益の改善・悪化状況

黒字法人	100法人	黒字転換	22法人	⇒	改善22	
		黒字幅拡大	41法人	⇒	改善41	
		黒字幅縮小	37法人	⇒		悪化37
赤字法人	23法人	赤字転落	6法人	⇒		悪化6
		赤字幅拡大	8法人	⇒		悪化8
		赤字幅縮小	9法人	⇒	改善9	
計	123法人		123法人	⇒	改善72	悪化51



## IV. 経営状況

### 経常損益額の上位法人(25%以上出資等法人)

経常黒字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	黒字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.0%	162,693	3.1%	19.4%
2	川井村産業開発公社(宮古市)	社団法人	43.5%	127,647	37.6%	37.9%
3	岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	86,483	13.5%	10.2%
4	胆江農業管理センター(奥州市)	社団法人	36.9%	31,988	4.2%	4.7%
5	北上市機械化農業公社(北上市)	社団法人	49.0%	28,519	13.6%	23.7%
6	陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	25,361	5.4%	4.0%
7	北上市文化創造(北上市)	財団法人	100.0%	23,303	14.5%	5.7%
8	盛岡市体育協会(盛岡市)	財団法人	62.3%	21,843	8.2%	3.9%
9	遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	21,536	8.0%	8.8%
10	岩手町ふるさと振興公社(岩手町)	株式会社	90.0%	20,139	17.1%	7.7%

経常赤字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	赤字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	北上開発ビル管理(北上市)	株式会社	28.3%	△ 57,706	△ 2.3%	△ 27.4%
2	岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	92.7%	△ 53,272	△ 35.8%	△ 20.4%
3	釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	△ 19,383	△ 14.5%	△ 19.6%
4	とうわ地域資源開発公社(花巻市)	株式会社	93.3%	△ 18,386	△ 5.4%	△ 9.5%
5	八幡平市産業振興(八幡平市)	株式会社	54.5%	△ 16,946	△ 1.5%	△ 2.1%
6	しずくいし(雫石町)	株式会社	90.0%	△ 16,690	△ 9.2%	△ 3.0%
7	紫波フルーツパーク(紫波町)	株式会社	76.8%	△ 13,092	△ 13.7%	△ 10.0%
8	岩泉総合観光(岩泉町)	株式会社	50.0%	△ 12,056	△ 64.3%	△ 6.1%
9	盛岡地域地場産業振興センター(盛岡市)	財団法人	74.9%	△ 11,498	△ 1.7%	△ 7.8%
10	遠野ふるさと公社(遠野市)	社団法人	85.2%	△ 11,072	△ 8.7%	△ 1.3%

#### 【解説】総資本経常利益率とは？

総資本経常利益率は、その法人が総資本(＝総資産)を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示す、企業会計における収益性分析の代表的な指標です。

株式投資に関心のある方であれば、「ROA(Return On Assets)」という表現で耳にしたことがあるかもしれませんが。(ただし、ROAでは経常利益ではなく当期純利益を用いることが一般的なようです。)

$$\text{計算式: 経常利益} \div \text{総資本} \times 100(\%)$$

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の元手から10万円の利益を上げれば「10%」
- ・100万円の元手から1万円の利益を上げれば「1%」

このように、数字が大きいほど「良い」とされる指標ですが、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる上記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

#### 【解説】経常収益経常利益率とは？

企業会計における収益性分析でよく用いられる指標の一つに「売上高経常利益率」というものがあります。これは、当期の売上高に対してどれだけの経常利益を上げたかという、その企業の総合的な収益力を示す指標です。

第三セクターには、企業会計が適用される株式会社や特例有限会社のほか、「売上高」という考え方が適さない財団法人や社団法人も多数存在することから、本公表資料では便宜的に「経常収益」の値を用いています。

$$\text{計算式: 経常利益} \div \text{経常収益} \times 100(\%)$$

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が10万円なら「10%」
- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が1万円なら「1%」

このように、数字が大きいほど「良い」とされる指標ですが、総資本経常利益率と同様、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる上記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

## IV. 経営状況

### 債務超過の状況(25%以上出資等法人)

市町村等が出資する第三セクターのうち、115法人(全体の93.5%)は資産が負債を上回りましたが、8法人(全体の6.5%)は負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態になりました。債務超過法人は8法人と昨年度から4法人減少し、各法人の債務超過額の合計は11億2,000万円と前年度に比べて1億9,500万円減少しました。

純資産又は正味財産(債務超過)の状況(※「金額」欄の△が債務超過額) 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている(債務超過)法人		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
民法法人	52	52	42.3 %	7,473	0	0.0 %	0
会社法法人	71	63	51.2 %	10,175	8	6.5 %	△ 1,120
合計	123	115	93.5 %	17,648	8	6.5 %	△ 1,120
H20	124	112	90.3 %	17,508	12	9.7 %	△ 1,315
増減	△ 1	3	3.2 %	140	△ 4	△ 3.2 %	195

債務超過法人一覧(全8法人)

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	純資産又は正味財産 (債務超過)の額		増減	(参考) 当期純利益
			H21	H20		
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	△ 630,660	△ 649,579	18,919	18,919
エコ・ワールドくずまき風力発電(葛巻町)	株式会社	25.0%	△ 157,783	△ 157,406	△ 377	△ 378
岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	92.7%	△ 149,400	△ 95,465	△ 53,935	△ 53,935
金ヶ崎福祉フロンティア(金ヶ崎町)	株式会社	66.9%	△ 98,592	△ 115,702	17,110	17,110
岩泉総合観光(岩泉町)	株式会社	50.0%	△ 43,653	△ 31,394	△ 12,259	△ 12,259
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	△ 18,938	553	△ 19,491	△ 19,491
水沢クロス開発(奥州市)	株式会社	2.0%	△ 13,110	△ 9,845	△ 3,265	△ 3,265
東和町総合サービス公社(花巻市)	株式会社	73.7%	△ 7,878	△ 12,326	4,448	4,448

#### 【債務超過】だと何が問題？

会社は債務超過になると「直ちに経営が立ち行かなくなる」わけではありません。

しかしながら、債務超過の状態にあるということは、その会社を解散したとき、会社が持っている全ての資産を処分しても、借金や買掛金などの負債を返済しきれないことになります。

よって、一般的に債務超過会社との取引は敬遠される傾向にあり、取引を行う場合でも「掛け」取引は敬遠される傾向があります。

また、金融機関にとっても融資金の回収が懸念されることから、融資を断る、担保や保証人を要求するといった影響が考えられます。

さらに、出資者にとっても株式が無価値となることが懸念されます。

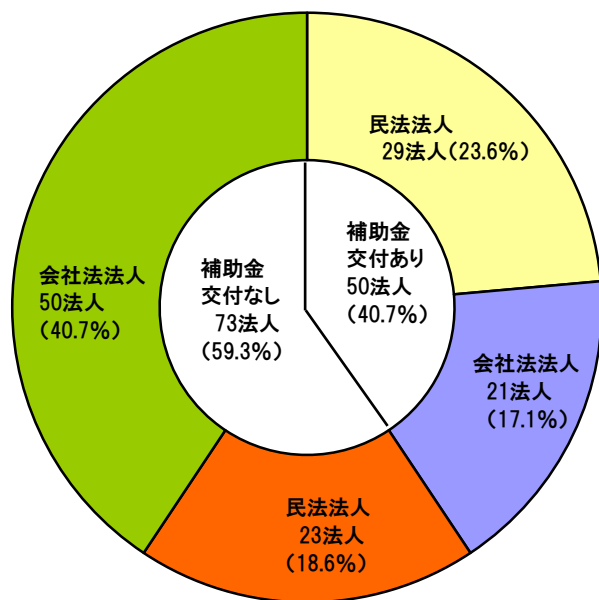
こうして、債務超過の会社では資金繰りが苦しくなり、経営悪化に拍車がかかる悪循環が生じやすい、ということになります。

## IV. 経営状況

### 市町村等の財政支援の状況(25%以上出資等法人) ~ 補助金交付額

第三セクターのうち、市町村等から補助金が交付されている第三セクターは50法人(全体の40.7%)で、前年度に比べて2法人増加し、交付額は11億5,900万円と、前年度に比べて2億2,100万円増加しました。また、補助金のうち、人件費や維持管理費等の運営費の補助を目的とした補助金が交付されている第三セクターは27法人(全体の22.0%)で、交付額は5億9,000万円と、前年度に比べ6,800万円減少しました。

補助金交付の状況



市町村等からの補助金交付額の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	補助金交付額			うち運営費補助金交付額		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
民法法人	52	29	23.6 %	799	20	16.3 %	501
会社法法人	71	21	17.1 %	360	7	5.7 %	89
合計	123	50	40.7 %	1,159	27	22.0 %	590
H20	124	48	38.7 %	938	29	23.4 %	658
増減	△ 1	2	2.0 %	221	△ 2	△ 1.4 %	△ 68

市町村等からの補助金交付額の多い上位10法人

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	補助金交付額		増減	(参考) 経常損益
			H21	H20		
川井村産業開発公社(宮古市)	社団法人	43.5%	146,030	4,637	141,393	127,647
盛岡市文化振興事業団(盛岡市)	財団法人	100.0%	116,475	114,958	1,517	9,966
湯田牛乳公社(西和賀町)	株式会社	37.6%	80,000	0	80,000	4,260
遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	78,793	85,590	△ 6,797	21,536
北上市文化創造(北上市)	財団法人	100.0%	68,121	68,002	119	23,303
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	66,753	0	66,753	△ 19,383
盛岡地域地場産業振興センター(盛岡市)	財団法人	74.9%	45,200	48,200	△ 3,000	△ 11,498
盛岡観光コンベンション協会(盛岡市)	財団法人	75.5%	44,235	49,938	△ 5,703	7,965
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	財団法人	70.0%	40,904	44,667	△ 3,763	10,854
盛岡市体育協会(盛岡市)	財団法人	62.3%	39,899	40,014	△ 115	21,843

## IV. 経営状況

### 市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人) ~ 貸付金残高

第三セクターのうち、市町村からの借入金残高を有する法人は4法人(全体の3.3%)で、前年度に比べて1法人減少し、市町村の貸付金残高は3億4,900万円と前年度に比べて1億9,700万円減少しました。

市町村の貸付金残高の状況 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	貸付金残高		
		法人数	割合	金額
民法法人	52	2	1.6 %	48
会社法法人	71	2	1.6 %	301
合計	123	4	3.3 %	349
H20	124	5	4.0 %	546
増減	△ 1	△ 1	△ 0.7 %	△ 197

【市町村が第三セクターに貸付を行うことは何が問題?】

市町村が第三セクターに対して貸付を行っている際に、万が一その第三セクターが経営破たんすると、貸付金の回収に懸念が生じる場合があります。

もし、多額の貸付金が回収不能になるという事態に陥ると、その市町村の財政運営に大きな影響を及ぼしかねないことから、市町村からの借入金がある第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

市町村からの借入金残高を有する法人(全4法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	借入金残高		増減	(参考)	
			H21	H20		経常損益	純資産額
岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	92.7%	265,000	270,000	△ 5,000	△ 53,272	△ 149,400
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	36,000	42,000	△ 6,000	86,483	57,800
田野畑村産業開発公社(田野畑村)	社団法人	96.7%	30,000	30,000	0	△ 1,129	616
遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	17,500	20,000	△ 2,500	21,536	108,161

## IV. 経営状況

### 市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人) ～ 市町村の損失補償契約に係る債務残高

市町村の損失補償契約に係る債務を有する第三セクターは11法人で、前年度と同数(1増1減)でした。債務残高は44億500万円と前年度に比べて3億9,400万円減少しました。

損失補償契約に係る債務残高の状況 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	損失補償契約に係る債務残高		
		法人数	割合	金額
民法法人	52	3	2.4 %	577
会社法法人	71	8	6.5 %	3,828
合計	123	11	8.9 %	4,405
H20	124	11	8.9 %	4,799
増減	△ 1	0	0.0 %	△ 394

【市町村が損失補償をしている債務残高があることは何が問題?】

市町村における「損失補償」とは、資金の貸し手(債権者)と市町村との二者間で締結される契約で、第三セクターが借入金を返済できなくなるなどの事態が生じて債権者に損失が生じた場合にその損失を補償する、というものです。

「損失補償契約にかかる債務残高がある」ということは、その第三セクターが経営破たんし債務の返済が不可能になった場合には、損失補償をした市町村がその損失(返済が不可能になった分)を肩代わりしなければならないことを意味します。

損失補償契約は、市町村の財政運営に負担を生じさせる可能性があることから、損失補償契約にかかる債務残高を有する第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

損失補償契約に係る債務残高を有する法人一覧(全11法人)

単位:千円

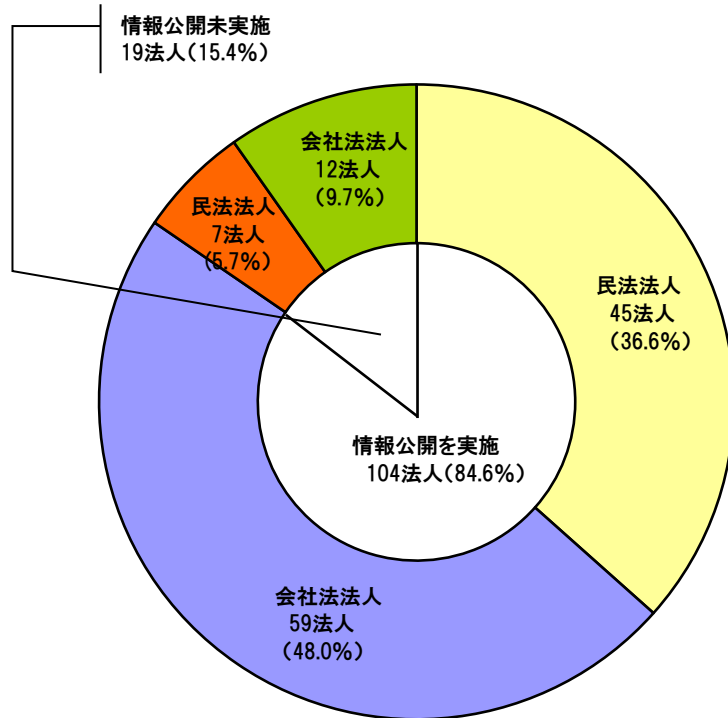
法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	債務残高		増減	(参考)	
			H21	H20		経常損益	純資産額
盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.0%	1,824,079	2,176,700	△ 352,621	162,693	3,030,455
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	962,250	1,010,600	△ 48,350	25,361	△ 630,660
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	439,665	460,699	△ 21,034	86,483	57,800
葛巻町畜産開発公社(葛巻町)	社団法人	88.7%	417,296	384,304	32,992	3,200	321,987
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	152,190	136,100	16,090	△ 19,383	△ 18,938
葛巻高原食品加工(葛巻町)	株式会社	40.8%	149,000	160,000	△ 11,000	442	190,659
サンマッシュ田野畑(田野畑村)	株式会社	51.0%	137,700	0	137,700	△ 1,658	8,336
遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	127,930	149,209	△ 21,279	21,536	108,161
金ヶ崎福祉フロンティア(金ヶ崎町)	株式会社	66.9%	83,000	95,000	△ 12,000	17,295	△ 98,592
オーガニック金ヶ崎(金ヶ崎町)	特例有限会社	30.0%	80,000	96,000	△ 16,000	16,622	320,501
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	財団法人	70.0%	31,500	42,000	△ 10,500	10,854	204,293

## V. 情報公開・経営の点検評価の取組

### 情報公開・経営の点検評価の取組(25%以上出資等法人)

財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは104法人(全体の84.6%)で、うち市町村が条例・要綱等により情報開示を定めている第三セクターは45法人(全体の36.6%)となっています。  
また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは39法人で、依然として全体の31.7%にとどまっています。

情報公開の状況



【本調査でいう「情報公開」とは？】

本調査における情報公開とは、財務諸表等を広報、議会報告及び事務所等に備え付けるなどして、開示請求によることなく、情報を公開しているものをいいます。

情報公開の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	情報公開実施		条例等を設置している	
		法人数	割合	法人数	割合
民法法人	52	45	36.6 %	23	18.7 %
会社法人	71	59	48.0 %	22	17.9 %
合計	123	104	84.6 %	45	36.6 %
H20	124	101	81.5 %	37	29.8 %
増減	△ 1	3	3.1 %	8	6.8 %

経営の点検評価の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	点検評価あり		点検評価なし	
		法人数	割合	法人数	割合
民法法人	52	16	13.0 %	36	29.3 %
会社法人	71	23	18.7 %	48	39.0 %
合計	123	39	31.7 %	84	68.3 %
H20	124	25	20.2 %	99	79.8 %
増減	△ 1	14	11.5 %	△ 15	△ 11.5 %

【点検評価する委員会の例】

- 盛岡市行財政構造改革推進会議(盛岡市)
- 宮古市第三セクター検討委員会(宮古市)
- 花巻市第三セクター見直し検討会(花巻市)
- 第三セクター検討委員会(北上市)
- 遠野市経営改革推進本部(遠野市)
- 八幡平市第三セクター等経営検討委員会(八幡平市)
- 第三セクター等経営適正化検討委員会(金ヶ崎町)